（別紙2　様式第9号）

森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書（例）

　森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年５月16日25林整森第74号林野庁長官通知）に基づき、○○活動組織と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第１条　この協定は、地域の森林・山村の多面的機能の発揮のための活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

（協定期間）

第２条　地域共同による活動の協定期間は、協定締結の日から令和○○年○○月○○日までとする。

（協定の対象となる森林）

第３条　協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在 | 地番 | 地目 | 面積（㎡） | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

計画図　別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の11に定めるとおりとする。

（森林経営計画の確認等）

第４条　森林所有者は協定締結後に協定対象となる森林において、森林経営計画を策定しようとする場合又は事業完了年度の翌年度から起算して５年以内に立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合は、交付金の返還が生じることがあるので○○活動組織と事前に協議するものとする。

２　協定の対象となる森林において活動計画の期間中に森林経営計画が策定された場合にあっても、前項後段の立木の伐採や森林の転用等を行おうとする場合の事前協議に関する規定及び第６条の規定は有効とする。

（活動計画）

第５条　活動組織が行う活動は、別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の７に定めるとおりとする。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名押印の上、それぞれ１通を保有するものとする。

令和○年○月○日

○○活動組織

住所　○○県○○町○○○○　○○－○

代表　○○　○○　　印

森林所有者

住所　○○県○○町○○○○　○○－○

　○○　○○　　印